

第五次御殿場市総合計画が目指す御殿場の将来都市像
緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場

御殿場市

富士山のように
大きな心を持った
人づくり

教育大綱



		誰
	学	一
	び	人
	の	取
	実	り
	現	残
	に	す
	向	こ
	け	と
	て	の
		な
		い

第五次御殿場市総合計画では、富士山の恵みである自然環境を守り育て、郷土に愛着と誇りを持ちながら住み続けられる「御殿場らしいぬくもりのある人づくり・まちづくり」を進め、多様な考え方を受け入れながら、未来に向けて持続的に発展していくまちを将来都市像として描いています。私たちは人生を歩んでいく中で、多くのヒトやモノやコトと出会い、それぞれと様々な関わりを持つことによって、自分自身が成長し他の人との関係が広がり深まっていきます。このことが人々のウェルビーイングの実現につながっていきます。

御殿場市教育委員会の大きな役割は、「学び」をきっかけにして、幼児期、学齢期、成人期といった様々な年代をつなぎ合わせ一つの大きな面にして、市民一人一人が郷土に愛着を抱き生きがいと誇りを持った生活を送れるようにすることです。市民の皆さんの生涯学習が充実していくことを願い、本大綱を定めます。

令和8年4月 御殿場市

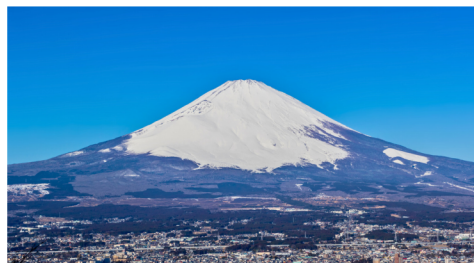
1 大綱の位置づけ等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成27年4月1日に施行され、改正法第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、該当地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものと定義されています。本市の教育行政の目標や施策の基本方針を、市民の皆さんに分かりやすく伝えるために本大綱を策定しました。

本市の最上位計画である「第五次御殿場市総合計画」（以下「市総合計画」という。）は基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間です。市総合計画は実効性を高めるために「前期基本計画」と「後期基本計画」とそれぞれ5年間に分けられています。

本大綱は「前期基本計画」を受けて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を示しています。



2 大綱の期間

本大綱の期間は、市総合計画「前期基本計画」の計画期間である令和12年度までの5年間とします。令和13年度以降は、新たな市総合計画の内容を反映して、新たに大綱及び市教育振興基本計画を策定します。



3

基本理念

まちづくり、地域づくりの基盤となるのは「人」そのものであり、「人づくり」をどのように進めていくかが、これからのまちづくり、地域づくりを大きく左右していきます。「人づくり」を進める上で大切になってくるのが、あらゆる世代での「学び」の充実です。そのために、社会力や人間力を核とした心の教育の推進による「富士山のように大きな心を持った人づくり」を目指し、懐の深い「人づくり」を進めることが必要となります。

時代は変わろうとも、子どもたちが地域の宝であることは間違いありません。子ど

もたちの明るい笑顔が、まちや市民を元気にして未来につながる新たな可能性を生み出していきます。子ども含むすべての市民が様々なつながりを持ち交流することにより、幸福感を持ち健やかに生活できる夢と希望にあふれたまちにしていきたいと考えます。

また、多様な価値観を理解し認めることにより、一人一人が持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながっていきます。新たな価値を生み出していくことができる教育の基盤づくりに取り組みます。

I 豊かな人生の礎となる幼児教育、義務教育の充実を進めます。

社会の変化は激しさを増し、答えの見えない課題が次々と生まれています。このような社会を、人々が力強くそして柔軟に生きていくためには、知識だけではなく思考力やコミュニケーション能力など様々な資質・能力が必要とされます。そのため、学びの基礎となる幼児教育や義務教育への期待も今まで以上に大きくなっています。多様性を理解し生きる力を育むための幼児期、学齢期の教育の充実を進めます。

II 市民の誰もがあらゆる機会、あらゆる場所で学び続けられる環境づくりを進めます。

生涯学習という言葉があるように、人は人生を送る中で常に学び続けていきます。市民の学びのニーズは多種多様ですが、学びが「誰でも、いつでも、どこでも」実現できるようにすることが、人々の暮らしの充実につながります。学びのニーズを的確につかみ、充実した学びの環境を整え、その学びの成果を自分なりに生かすことのできる社会づくりを進めます。

III 社会総がかりで子どもを育み、市民が共に成長できるまちづくりを進めます。

子どもの健全な成長は、家庭・地域・学校が連携・協力することによって実現できます。「御殿場市子ども条例」で示したように、社会総がかりで子どもを育てていくことが何よりも大切です。今を生き、未来を担う子どもの育成のために、市民一人一人がコミュニティ・スクール等の仕組みを生かし、主体的に子どもたちに関わることによって、市民自身のやりがいや生きがいを生みだし、より充実した生活が送れるまちづくりを進めます。

4

6つの政策

I 人を育む環境の充実

- 「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」を育む魅力ある教育の推進とその環境整備に努める。
- 家庭、地域、学校などが一体となって、市民総がかりで子どもの教育と青少年の健全育成を行う。

II 生涯学習と地域活動の推進

- 様々な学習機会の提供と情報発信に努め、市民の生涯学習を推進する。
- 積極的に学び合い、人を育む地域づくり活動を推進する。
- 地域の人々の助け合い意識や、地域課題を解決する力を高め、地域コミュニティのつながりを強化する。

III 文化・芸術活動の振興

- 市民一人一人が担い手となり、暮らしを彩る文化・芸術を振興する。

IV スポーツの振興

- スポーツに取り組む市民の目的やレベルに応じたスポーツ振興を図る。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、家族や友人、地域などとの交流を深めることのできる環境整備に努める。

V 歴史と文化の継承

- 本市の歴史と文化を多くの市民が知り、興味を持つことで郷土愛が醸成され、地域全体で伝統文化が継承されるよう努める。
- 地域の歴史や伝統文化の調査研究を継続し、多種多様な文化財の保存と活用を推進する。

VI 多文化共生と国際交流の推進

- 市民と在住外国人が相互の理解のもと、安心して快適に暮らすことができる環境の整備に努める。
- 外国人訪問客などとの交流活動や国際交流協会などとの民間交流事業等への支援を通して、国際化の推進を図る。
- 国際姉妹都市やアジア近隣諸国との交流を推進する。